**訪問看護・介護予防訪問看護人員基準確認表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入年月日 | 年　 　月　 　日 |  |
| 事業所名 |  | |

□　留意事項

チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

**チェック項目**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 調査内容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　看護師等の員数・資格  イ　病院又は診療所**以外**の指定訪問看護事業所の場合  ロ　病院又は診療所である事業所の場合  ハ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者又は指定看護小規模多機能事業者の指定を併せて受け、かつ当該事業が指定訪問看護事業所と同一事業所で一体的に運営されている場合 | **前月分の保健師、看護師又は准看護師（「看護職員」という）の人数は常勤換算方法で、2.5名以上か。**  **(サテライトがある場合は本所及び出張所合わせて2.5名以上か。)**  常勤換算数の算出方法は以下の通り  A　非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計(　　　時間)  B　常勤の従業者が１週間の間に勤務すべき時間数(　　　時間)  C　A÷B＝(　　　)人小数点第二位以下切り捨て  常勤換算数＝常勤の従業者の人数＋C＝(　　　　人)  ※常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）  もので、週32時間を下回る場合は32時間とする  ※「育児・介護休業法」の短縮措置が講じられている者については、30  時間として取扱い可能。  **看護職員のうち１名は常勤か。また、従業者の資格は適切か。(下表に前月分人数記載の上、チェック)**   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | **勤務形態**  **資　格** | **常 勤（人）** | | **非 常 勤（人）** | | | **専 従** | **兼 務** | **専 従** | **兼 務** | | **保健師** |  |  |  |  | | **看護師** |  |  |  |  | | **准看護師** |  |  |  |  | | **看護職員計** |  |  |  |  |   **理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士については実情に応じて適当数を配置しているか。（配置しないことも可能）(下表に前月分人数記載の上、チェック)**   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | **勤務形態**  **資　格** | **常 勤（人）** | | **非 常 勤（人）** | | | **専 従** | **兼 務** | **専 従** | **兼 務** | | **理学療法士** |  |  |  |  | | **作業療法士** |  |  |  |  | | **言語聴覚士** |  |  |  |  |   ※指定訪問看護事業と指定介護予防訪問看護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防訪問看護の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなす。 | □  □  □ | □  □  □ | 老企第25号第3-三-1-  (1)①②③  府基準66条・府予基準66条 |
| **看護職員を適当数置いているか。**  **「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等」の指定を受ける上で看護職員の数は常勤換算方法で２．５以上を確保しているか。(算出方法は上記イを参照)**  **人**  ※指定訪問看護事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなす。  ※指定訪問看護事業と指定看護小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定看護小規模多機能型居宅介護の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなす。 | □  □ | □  □ |
| ２　管 理 者 | **常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務している場合は、次のとおりで、管理業務に支障がないか。**   1. 当該指定訪問看護ステーションの看護職員に従事する場合 2. 健康保険法による指定の管理者又は看護職員に従事する場合 3. 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該 指定訪問看護ステーションの利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務に関し、一元的な管理及び指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業 所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊 急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問看護ステーション又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理者の業務に支障があると考えられる。）   **兼務状況(事業所名：　　　　　　　　　　　　　)(職種名：　　　　　　)**  **保健師又は看護師の資格を有するか。 資格：**  ※保健師助産師看護師法第14条第3項による業務停止命令の期間終了後２年を経過しない者は管理者になれない。  ※長期間の傷病・出張等緊急やむを得ない理由がある場合は、相当の知識、経験及び熱意の有無及び過去の経歴等を勘案し管理者にふさわしいと指定権者が認めたものであれば保健師及び看護師以外の者でも可。ただし、この場合も可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の確保に努めなければならない。  **適切な指定看護を行うために必要な知識及び技能を有しているか。**  ※医療機関における看護、訪問看護又は※訪問指導（療養上の保健指導）に従事した経験のある者であるか。  さらに管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。  ※「訪問指導」とは、老人保健法第19条もしくは健康増進法第17条に基づき実施されるもの。  訪問指導は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導とする。 | □  □  □ | □  □  □ | 老企第25号第3-三-1-（2）府基準67条・府予基準67条 |
| **管理者の変更があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。** | □ | □ | 法75則131  法115の5  則140の22 |